永住帰国した中国残留邦人、樺太残留邦人のみなさまへ

～満額の老齢基礎年金を受給されていますか～

下記の要件に当てはまる60歳以上の中国残留邦人や樺太残留邦人の方々に対し、満額の老齢基礎年金を支給する制度があります。

満額の老齢基礎年金を受給するには申請が必要です。申請の受付期間は、要件に当てはまってから５年間です。この制度が始まった**平成20(2008)年１月１日時点で要件に当てはまっていた方については、平成24(2012)年12月31日が申請の締め切り日になります。**まだ申請がお済みでない方は、厚生労働省までご連絡ください。

次のすべてに当てはまる中国残留邦人、樺太残留邦人の方が対象となります。

1．明治44(1911)年４月２日から
昭和21(1946)年12月31日までに生まれた方※

2．永住帰国した日から引き続き１年以上日本国内に住所のある方

3．昭和36(1961)年４月１日以後に初めて永住帰国した方

※ 昭和22(1947)年１月１日以後に生まれた方でも、対象となる場合があります。

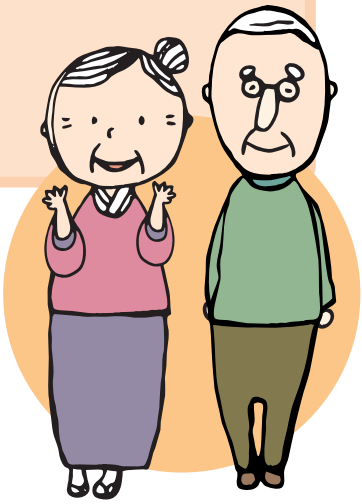

ご注意下さい！

申請期間を過ぎますと、時効により権利が消滅し、満額の老齢基礎年金を受給するための一時金を受けることができなくなりますので、期限までに手続きをとっていただくよう十分ご注意ください。

（詳細については、裏面をご覧ください。）

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

問合せ先
厚生労働省社会・援護局援護企画課中国孤児等対策室　自立援護係
住所　〒100-8916　東京都千代田区霞が関1-2-2
電話　03-5253-1111(内線3468)　03-3595-2456(直通)

満額の老齢基礎年金を受けるには

1．満額の老齢基礎年金を支給する制度について

下記 2 の要件に当てはまる中国残留邦人・樺太残留邦人の方々には、加入期間にかかわらず満額の老齢基礎年金を支給（※1・※2）します。

すでにご自身で保険料を支払われた分については、その額をお返しいたします。

※1　**老齢基礎年金とは、国民年金に加入していた方が、一定の年齢（原則 65 歳）に達した後、亡くなるまで受給できる年金です。**

※2　**満額の老齢基礎年金を支給する制度とは、具体的には、国がみなさまに、国民年金保険料に相当する額を一時金として支給し、その中から、未納分の保険料を、国が代わって納めることによって、満額の老齢基礎年金を受け取ることができるようにします。なお、年金の額は、加入期間などによって異なります。**

2．対象となる方の要件

次の①～③のすべてに当てはまる中国残留邦人・樺太残留邦人（※1）の方々が対象になります。

① 明治44年4月2日から昭和21年12月31日までに生まれた方（※2）

② 永住帰国した日から引き続き1年以上日本国内に住所のある方

③ 昭和36年4月1日以後に初めて永住帰国した方

※1　**中国残留邦人・樺太残留邦人とは、次のいずれかに当てはまる方々です。**

（ア）昭和20年8月9日以後の混乱した状況の下で、日本に引き揚げることなく、昭和20年9月2日以前から引き続き中国または樺太の地域に住み、同日の時点で日本国民として、日本に本籍をおいていた方

（イ）（ア）に当てはまる方を両親として、昭和20年9月3日以後、中国または樺太の地域で生まれ、引き続き中国または樺太の地域に住んでいた方

※2　**昭和22年1月1日以後に生まれた60歳以上の方で、※1の中国残留邦人・樺太残留邦人と同様の事情があるものと厚生労働大臣が認めた場合は対象となります。**

3．申請方法について

厚生労働省に申請することが必要です。下記までご連絡ください。申請書をお送りします。

（連絡先）　厚生労働省社会・援護局援護企画課中国孤児等対策室　自立援護係

（住　所）　〒100−8916　東京都千代田区霞が関1−2−2

（電　話）　03−5253−1111（内線3468）　03−3595−2456（直通）

4．申請の受付期間について

2 の要件に当てはまってから、5年以内に申請してください。この期間を過ぎますと、時効により権利が消滅し、満額の老齢基礎年金を受給するための一時金を受けることができなくなりますので、平成24年12月31日まで手続きをとっていただきますよう十分ご注意ください。

平成20年1月1日の時点で、すでに 2 の要件を満たしていた方は、平成24年12月31日が申請の締め切り日になりますので、ご注意ください。